

令和元年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣りの人があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加瀬蛇川（平成 12 年度～）
 - ・ 勝田川（平成 13 年度～）

3 令和元年度における指示案

(1) 琴浦町からの要望書 P3～5 参照

(2) 指示の告示案 P6 参照

4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第 237 回委員会（平成 21 年 5 月 13 日）

（協議内容）

- ・ 平成 22 年からは次のような取扱いとする。

① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）

原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。

（理由）

県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。）以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。

第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（漁業法第 127 条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。

② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）

委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 安藤重敏 様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 小松弘明



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 2 6 6 地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 1 5 4 - 1 地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

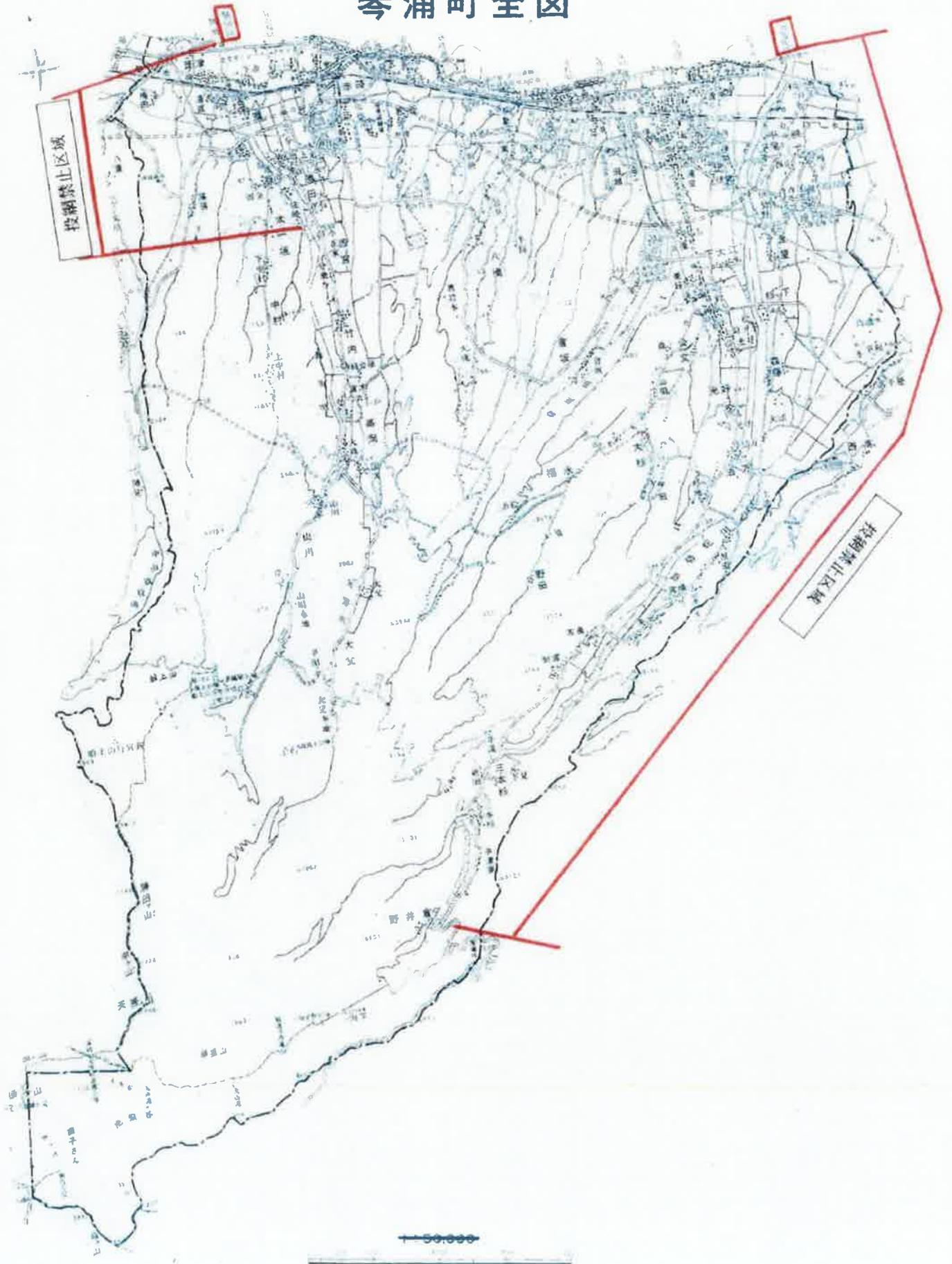
加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。現在、加勢蛇川的环境美化を守る運動を地域住民の方々と行い、魚の住み良い環境づくりを行っています。平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所の魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川的环境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川的环境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところですが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

平成 31 年 4 月 1 日

琴浦町全図



案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和元年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	令和元年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	令和元年 6 月 1 日から同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。（千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。）
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堤の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁と協議中。

3 指示案：p. 3参照

【参考法令等】

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

○ 鳥取県内水面漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和元年5月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

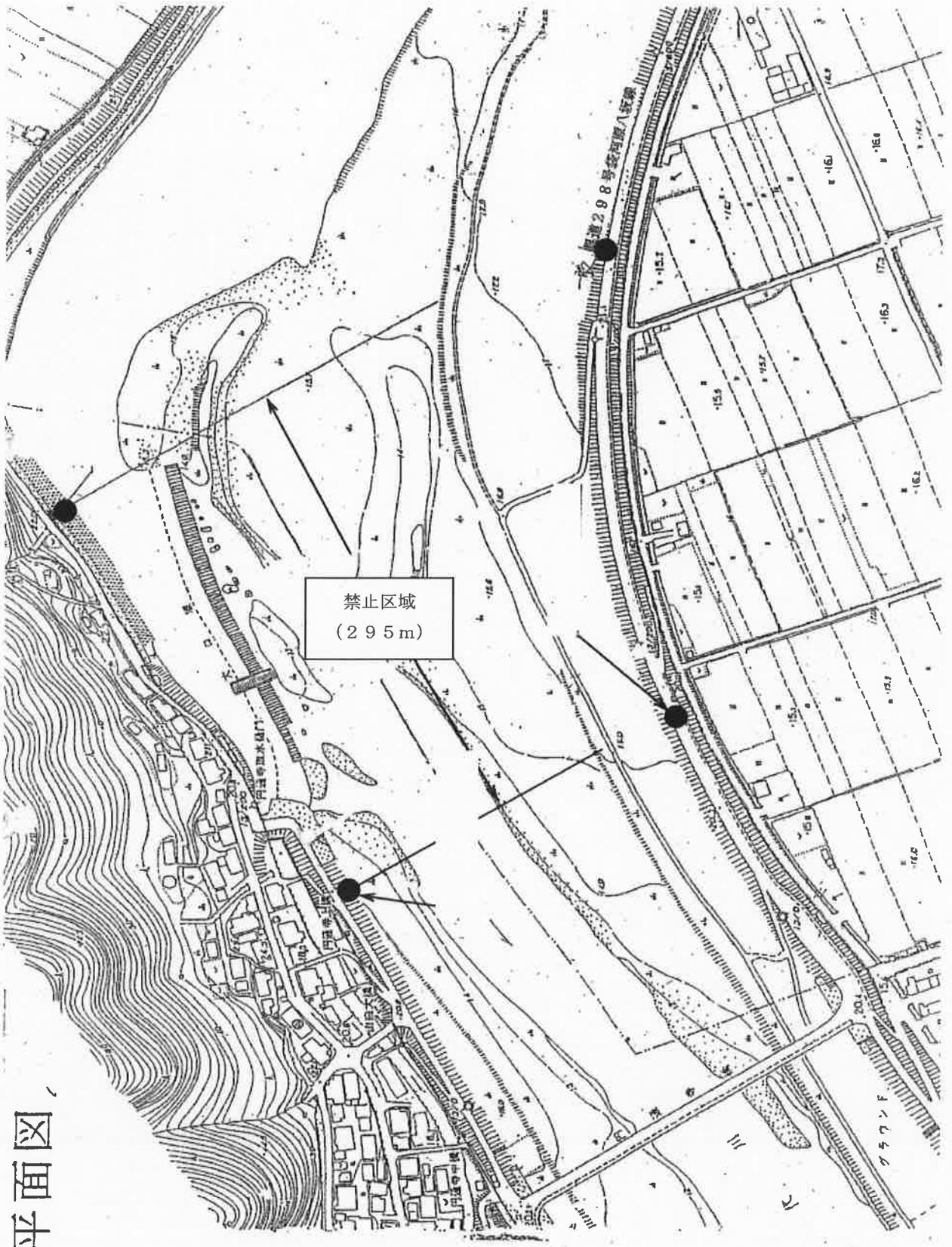
1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和元年6月1日から令和2年5月31日まで



平面図

漁業法の改正について

- 平成30年12月14日に改正漁業法が公布され、施行期日は政令で令和2年（2020年）7月1日に定められる見込みです。
- 令和元年度中に漁業調整規則をはじめとする関連規則の改正が必要です。

1 概要

- ・ 「漁業法」と「海洋水産資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」が統合された。
- ・ 内水面に関する漁業権の関係規定も海面と同様に改正された。

2 海面規則と内水面規則の一本化

- ・ 海面及び内水面漁業調整規則を一本化し、必要があれば適用範囲を分ける。
- ・ 河口付近の密漁について必ずしも客観的根拠に基づく線引きがなされていない。密漁対策・罰則強化に伴い、より厳格な運用が求められる。両規則の規定内容に大きな差が無くなっている。

3 漁業権について

- ・ 知事は5年ごとに内水面漁場計画を策定し公示する。10年免許も公示し意見を聴く。
- ・ 従来どおり、共同漁業権は漁協のみに付与。区画漁業権は適切かつ有効に活用している場合は既存漁業権者に付与する。
- ・ 全ての漁業権について、漁業権者に対して漁業権の活用状況等の報告を義務付ける。
- ・ 団体漁業権（共同漁業権）を有する漁協等は、「漁業生産力の発展に関する計画」を作成することになり、内容として、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立等が想定されている。
- ・ 第5種共同漁業権の遊漁規則については現行制度を維持する。

4 資源管理について

- ・ 現時点で内水面における特定水産資源（TAC魚種）への指定は想定されていない。

5 内水面漁場管理委員会

- ・ 委員の選出方法は現行制度を維持する。ただし、委員の選任の対象者のうち「水産動植物の採捕をする者」は、「水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者」と改正し選択肢を拡大した。
- ・ 内水面における採捕等の規模が著しく小さく内水面漁場管理委員会を置けない都道府県については、内水面漁場管理委員会を置かず、海区漁業調整委員会で審議可能である。

6 内水面漁協の組合員資格について

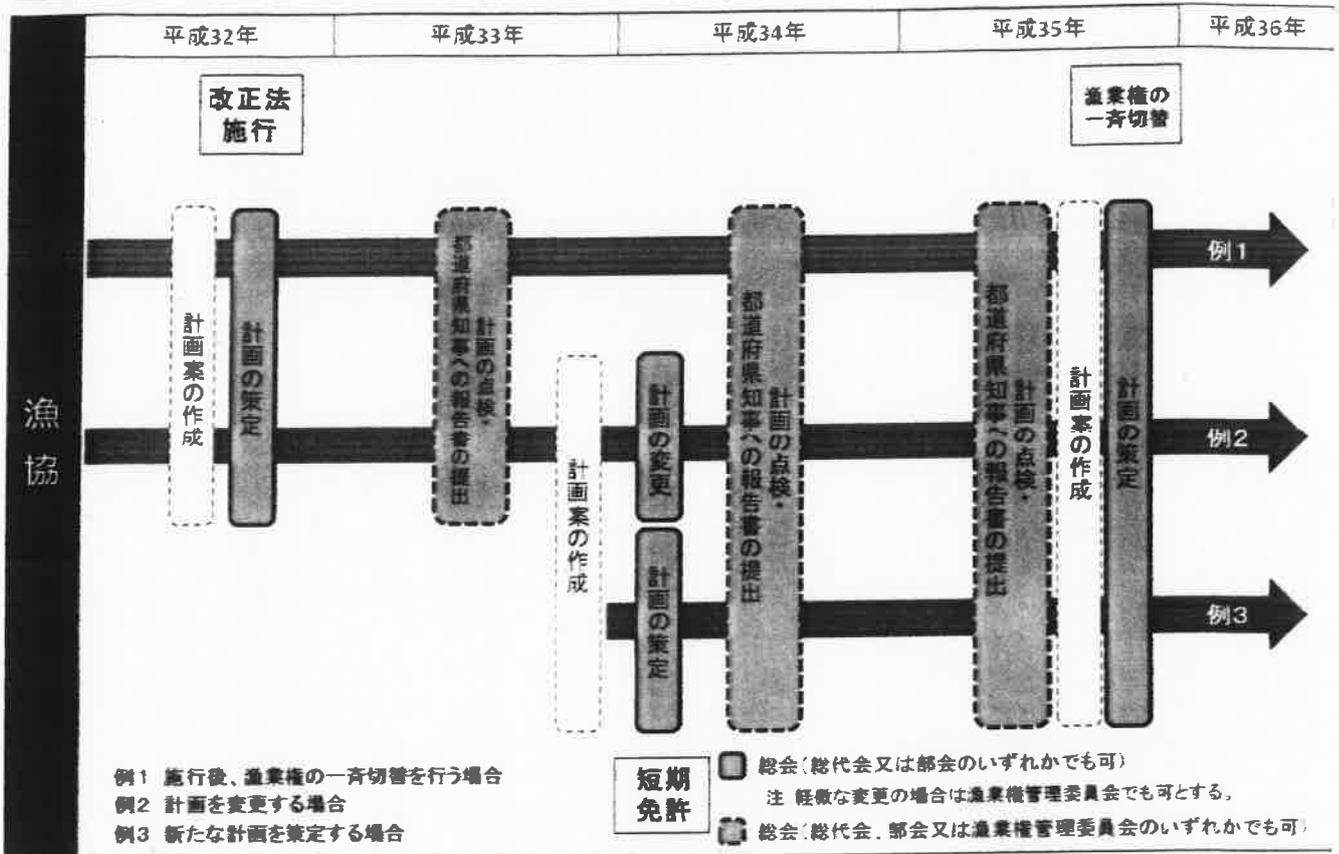
- ・ 河川漁協と湖沼漁協で組合員資格を統一し、①漁業者、②漁業従事者、③水産動植物を採捕、④養殖又は⑤増殖する者とする。⑤は放流や産卵場造成等を行う者等を指し、改正により組合員資格の選定に加わることが可能となった。
- ・ これまで、組合員資格は、河川漁協が①、②、③、④、湖沼漁協が①及び②、又は組合の選択により①のみに限定することが可能だったが、今後は、内水面漁協として①、②、③、④、⑤、又は組合の選択により①及び②、又は①のみに限定することが可能となった。

7 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

- ・ 内水面における水産動植物の採捕許可は現行制度を維持する。
- ・ 保護水面、禁止区域等の区域指定は緯度経度での表記を基本とする。基点との併記も可能である。
- ・ 規制時間の規定は、時刻で定めることを基本とする。月によって分けてもよい。
- ・ 外来生物法により特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬が禁止されているため、特定外来生物移植に係る規定を規則例から削除する。ただし、個別の事情により、特定外来生物以外の生物（ブラウントラウト等）の移植を引き続き禁止することは可能である。

漁業生産力の発展に関する計画に関するフロー図

- ✓ 当該計画の作成は改正法施行時より義務化。また、少なくとも1年に1回は、履行状況等を点検し、都道府県知事に報告書を提出。
- ✓ 漁業権行使規則と同時に総会等に諮ることを想定。ただし、改正漁業法施行後から漁業権免許の一斉切替までは漁協の事業計画と同時に総会等に諮ることも可能。



○ 改正漁業法 (抄) 第74条 (略)

2 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員(漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下この項において同じ。)が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

○ 漁業法施行規則 (案)

(漁業生産力を発展させるための計画)

第6条 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合等」という。以下本条において同じ。)は、法第74条第2項に規定する計画(以下単に「計画」という。)を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画の名称
- 二 計画の目標
- 三 漁業生産力を発展させるための方法
- 四 計画の実施予定期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、漁業生産力を発展させるために必要な事項

3 漁業協同組合等は、少なくとも一年に一回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を都道府県知事に提出するものとする。

漁業生産力の発展に関する計画（第1種から第4種共同漁業権）例（案）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画 又は
- 〇〇漁業共同組合が有する共同漁業権に関する漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

第〇号第一種共同漁業権、第〇号第二種共同漁業権及び第〇号第三種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

（1）生産の合理化

① 収益性の向上に係る生産の合理化

- ・ 操業コストを削減するため、組合員又は行使者間での漁具、船等の共同利用を推進する。船底・プロペラの清掃、減速航行による燃油使用量の削減を徹底するよう指導する。
- ・ 購入費用を抑えるため、燃油、資材等の共同購入を推進する。

② その他の生産の合理化

- ・ 市町村が主催する確定申告に関する研修への出席を組合員に勧めるとともに、青色申告を行うよう指導する。

（2）法人の設立

- ・ 組合員での所得向上に向け、生産・販売能力を強化するため、流通（輸出を含む）に関するノウハウを有した企業等と共同で新たな法人の設立を検討する。
- ・ 生産能力を強化するとともに、内部留保等を可能とするため、組合員又は行使者間で新たな法人の設立を検討する。

（3）その他

- ・ 新規就業者を確保するため、技術や経験の「見える化」に関する漁業研修を実施する。
- ・ 組合員が相互に協力して新人漁業者の育成のための漁業研修等を実施する。
- ・ 組合員又は行使者の所得増加を図るため、地元水産物の直販所の設置又は運営を行い、新たな販路拡大に努める。
- ・ 行使者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、行使者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

2019年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

第4 その他

（1）点検方法

総会（総代会、部会又は漁業権管理委員会のいずれかでも可）において、1回/年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

（2）都道府県との連携

（1）の点検結果については、1回/年以上都道府県知事に提出する

（3）関係機関等との連携

当該計画については、市町村、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

増殖及び漁業生産力の発展に関する計画（第5種共同漁業権）例（案）

第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

（1）名称

- 〇〇漁業協同組合共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画、又は
- 〇〇漁業共同組合が有する共同漁業権に関する増殖及び漁業生産力の発展に関する計画

（2）対象となる漁業権

第〇号及び第〇号第五種共同漁業権

第2 漁業生産力の発展に関する計画の目標及び方法

（1）生産の合理化

① 種苗生産、放流その他の方法による資源の増殖

- ・ 毎年度内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・ 費用対効果の高い増殖事業の実現のため、「赤字にならないアユ放流マニュアル（国立研究開発法人水産研究・教育機構編）」等のガイドラインに基づき放流を実施する。
- ・ 遊漁者等からの意見を広く聴取した上で、河川環境に合わせた漁場の利用と、増殖行為を行う。
- ・ 漁場改善のための取り組みを実施する。（石倉の設置、産卵場造成、魚道の改修、カワウの追い払い等）

② その他の生産の合理化

- ・ 漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・ 漁場の監視コスト等の削減のため、ICTを活用する。
- ・ インターネットで遊漁承認証の販売を行い、経費を削減する。

（2）法人の設立

- ・ 河川の環境保全や河川を利用した地域活性化のため、地域の住民とともに新たな法人の設立を検討する。

（3）その他

- ・ 新規組合員を確保するため、HP等で広く募集をかける。
- ・ 遊漁者を増やすため、HPの開設、釣果情報、漁場マップの掲載、フェイスブックの活用等外部からの遊漁者に対してPRする。
- ・ 将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、子供を対象につり教室等を実施し、川に親しむ機会を作る。
- ・ 行使者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規制を遵守させる。
- ・ 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関が実施する資源調査に協力するとともに、行使者の科学的根拠に基づく資源管理への協力を促す。
- ・ 以上の取組を効果的に実施するため、役員、職員等は、関連する研修会等に積極的に参加するとともに、組合員向けの研修会等を開催する。

第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

2019年〇月〇日～〇年〇月〇日（免許期間）

第4 その他

（1）点検方法

総会(総代会、部会又は漁業権管理委員会のいずれかでも可)において、1回/年以上、当該計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 都道府県との連携

(1)の点検結果については、1回/年以上都道府県知事に提出する

(3) 関係機関等との連携

当該計画については、市町村、漁業関係団体等に助言等を求めることができる。

- 3 共同漁業権における資源管理の状況等の報告
- ・ 何も出せないではなく、何かを出すことが重要である（漁業権を活用していることを示す最低限の内容）
 - ・ 藻場・干潟の造成等、実施している活動を報告することはどうか。
 - ・ 報告は少なくとも一年に1回は行う（定置、区画漁業権についても報告の提出は一年に1回でよいが、内訳は月別魚種別に作成する。）。

(1) イメージ① 第1種共同漁業権
平成〇年

1 資源管理の状況等					
・ 漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
・ 共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇〇千尾、〇月〇千尾、〇月〇千尾）、藻場造成（〇〇を〇月に10基設置）、干潟の整備（耕うんを毎月〇回実施）、休漁（〇〇部会による合意事項）、有害生物の駆除（〇月に〇〇を〇千個駆除）等				
・ その他の取組	海上における密漁監視（〇回）、漁村文化の継承に関する体験学習・出前授業（〇回延べ〇人）、新規就業者向けの研修会の開催（〇回）等				
2 漁場の活用の状況					
漁業権番号	〇〇	漁業権者	〇〇漁協	組合員行使権者数	人
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	備考		
さざえ漁業	〇〇人	〇〇人・日	行使規則により年間の操業日数は10日間に限定されている。		
うに漁業					
なまこ漁業					
...					

注1：漁獲量及び漁獲金額を把握できる場合には記載

注2：漁場の活用の状況について、対象種も可能な範囲で区分して記載

注3：名称の異なる漁業ごとに区別して行使権者数、延べ日数等を記載することが困難な場合には、複数の漁業についてまとめて記載してもよい（例：「さざえ、うに、なまこ漁業」の区分で記載）。

(2) イメージ② 第5種共同漁業権
平成〇年分

1 資源管理の状況					
・ 漁業権行使規則の取組実績	行使人数、操業期間、操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
・ 共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	・ カワウの追い払い（〇回）、外来魚の駆除活動（〇回、〇月〇回、〇月〇回）、産卵床の設置（〇〇を〇月に〇個設置）、産卵場の保全（〇〇）、石倉の設置（〇月に〇個設置）等				
・ その他の取組	内水面漁業者と地域住民等が連携した河川・湖沼の水草除去（〇回）や清掃（〇回）、漁村文化の継承に関する体験学習・出前授業（〇回延べ〇人）、子供向け釣り教室の実施（〇回）等				
2 漁場の活用の状況					
漁業権番号		漁業権者	〇〇漁協	組合員行使権者数	人
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	備考		
あゆ漁業	〇〇人	〇〇人・日	行使規則により年間の操業期間は〇月1日から〇月30日までとされている。		
うなぎ漁業					
...					
遊漁券発行枚数	種類別に記載	魚種別増殖実施量	別紙1のとおり	魚種別採捕量	別紙2のとおり

注1：漁獲量及び漁獲金額を把握できる場合には記載

注2：漁場の活用の状況について、対象種も可能な範囲で区分して記載

注3：名称の異なる漁業ごとに区別して行使権者数、延べ日数等を記載することが困難な場合には、複数の漁業についてまとめて記載してもよい（例：「あゆ、うなぎ漁業」の区分で記載）。